

風水害時における公共施設の休館・避難対応のタイムラインの見直しについて

1. 検討の経緯

令和元年台風第 19 号では、区内公共施設の臨時休館等の時機や取りまとめ方法に課題が残った。これを踏まえ、令和 3 年 3 月に議会報告を行い、風水害時は下表のとおりタイムラインに基づく態勢を構築している。一方で、近年の水害の頻発・激甚化を受け、区民の命を最優先に現行態勢よりも前倒しの対応を行うために、タイムラインの見直しを行った。

＜想定されるタイムライン [令和 3 年 3 月]（見直し前）＞

台風・大型低気圧最接近日 3 日前まで	○気象情報・水位予測・公共交通機関運行状況等の情報収集 ○庁内にて施設所管部局による調整・協議
2 日前	○区災害対策本部設置 ○区内公共施設臨時休館等決定
1 日前	○臨時休館等準備 ○自主避難施設・拠点避難所開設準備
当日	○区内公共施設臨時休館 ○自主避難施設・拠点避難所開設

2. 休館・避難対応のタイムライン（見直し後）

(1) 災害警戒本部設置

気象庁の台風予想において予報円が東京地方を含み、かつ区内に影響が生じるおそれがある場合に、必要に応じて広域避難の判断や台風接近時の事前準備を行うための態勢として、区災害警戒本部を設置する。

(2) 広域避難の実施

7 2 時間先の台風予報において、中心気圧 9 3 0 hPa 以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合、または荒川流域の 3 日間の積算流域平均雨量が概ね 4 0 0 mm を超える可能性があると予測される場合、江東 5 区における検討を踏まえ、広域避難実施について判断する。

(3) 災害対策本部設置

区災害警戒本部設置後、台風の規模が拡大した場合や災害が発生するおそれが高まった場合は、区災害対策本部へ移行する。

気象情報や荒川の水位情報に加え、公共交通機関の計画運休情報や貸出施設の利用中止の周知等を勘案したうえで、区内公共施設の臨時休館等の実施や避難情報の発令等については、区災害対策本部にてその都度決定する。

○広域避難を実施する場合のタイムライン

発災（氾濫発生）までの時間 4.5日前（120時間、96時間前～）	○区災害警戒本部の設置
3日前（72 時間前～）	○広域避難に係る共同検討開始（江東5区） ○区災害対策本部の設置 ○区内公共施設臨時休館等決定
2日前（48 時間前～）	○自主避難施設開設準備 ○【広域避難】自主的広域避難情報
1.5日前（36 時間前～）	○【避難情報】高齢者等避難発令 ○区内公共施設臨時休館 ○自主避難施設開設 ○拠点避難所、広域避難先施設開設準備
1日前（24 時間前～）	○【広域避難】広域避難先施設開設 ○【広域避難】広域避難指示 ○【避難情報】避難指示発令 ○拠点避難所開設
当日	○【避難情報】緊急安全確保発令

○広域避難を実施しない場合のタイムライン

発災（氾濫発生）までの時間 4.5日前（120時間、96時間前～）	○区災害警戒本部の設置
3日前（72 時間前～）	○区災害対策本部の設置 ○区内公共施設臨時休館等決定
2日前（48 時間前～）	○自主避難施設開設準備
1.5日前（36 時間前～）	○【避難情報】高齢者等避難発令 ○区内公共施設臨時休館 ○自主避難施設開設 ○拠点避難所開設準備
1日前（24 時間前～）	○【避難情報】避難指示発令 ○拠点避難所開設
当日	○【避難情報】緊急安全確保発令

※本タイムラインは一例のため、台風の状況・水位情報等に応じ柔軟に対応

※公共施設を休館せずに開設しなければならない特段の事情がある場合については、施設所管部よりその旨の報告を受けたうえで、区災害対策本部においてその可否を判断